

仙台市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に係る指定基準運用指針

(平成 25 年 3 月 28 日健康福祉局長決裁)

第 1. 趣旨

仙台市介護保険条例（平成 12 年仙台市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 3 章第 1 節及び第 6 節に定める指定居宅サービス、基準該当居宅サービス、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る従業者の基準及び員数並びに設備及び運営に関する基準（以下「指定基準」という。）の運用については、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号。以下「解釈通知」という。）その他の国が示す関係規定に定めるもののほか、この指針の定めるところによる。

第 2. 通所介護事業所等に配置する生活相談員の資格

通所介護事業所、基準該当通所介護事業所、短期入所生活介護事業所及び基準該当短期入所生活介護事業所並びに介護予防通所介護事業所、基準該当介護予防通所介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業所に配置する生活相談員については、解釈通知第三の六の 1 の(2)（第三の六の 4 の(1)及び第四の一において準用する場合を含む。）及び第三の八の 1 の(2)（第三の八の 6 の(2)及び第四の一において準用する場合を含む。）の規定により特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）第 5 条第 2 項に定める生活相談員に準ずるものとされているところであるが、同項に規定する「社会福祉法第 19 条第 1 項各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護支援専門員
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 7 条第 4 号に規定する指定施設において通算して 3 年以上相談援助、看護又は介護の業務に従事した経験のある者

第 3. 通所介護事業所等に備える食堂及び機能訓練室の面積算定方法

通所介護事業所、基準該当通所介護事業所、短期入所生活介護事業所（ユニット型及び一部ユニット型のうちユニット型の部分を除く。以下同じ。）及び基準該当短期入所生活介護事業所並びに介護予防通所介護事業所、基準該当介護予防通所介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型及び一部ユニット型のうちユニット型の部分を除く。以下同じ。）及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業所に備える食堂及び機能訓練室の面積については、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすることとされているところであるが、当該食堂及び機能訓練室の面積の算定に当たっては、キッチンその他利用者の利用に直接供しない部分の面積を含まないものとする。

第 4. 設備に関する基準の適用の前提条件

設備に関する基準の適用に当たっては、事業者が事業所の建物に係る所有権、賃借権その他の使用権原（予約によるものを含む。）を有していることが前提であり、事業者が当該使用権原を有す

ることを疎明しないときは、設備に関する基準を満たさないものとする。

第5. 記録保存期間の起算日

条例第2条の3第2項(第2条の12第2項において準用する場合を含む。)に定める記録の保存期間については、次の各号に掲げる記録の区分に応じ当該各号に定める日の翌日をもって起算日とする。

- (1) サービス計画書 当該計画に係るサービス提供期間の末日
- (2) 利用者に提供した具体的なサービスの内容等の記録 その月のサービス提供に係る介護給付費の支払日
- (3) 利用者が指示に従わなかった場合の市町村への通知に関する記録 市町村に通知した日
- (4) 苦情の内容等の記録 当該苦情に対する処理を完了した日
- (5) 事故が発生した場合の事故状況及び事故に際して採った処置についての記録 当該処置が完了した日
- (6) 従業者の勤務状況に関する記録 その月のサービス提供に係る介護給付費の支払日
- (7) 介護給付費の請求に係る記録 当該請求に係る介護給付費の支払日

附 則

(施行日)

- 1 この指針は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この指針の施行の際現に存する通所介護事業所、基準該当通所介護事業所、短期入所生活介護事業所及び基準該当短期入所生活介護事業所並びに介護予防通所介護事業所、基準該当介護予防通所介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業所(この指針の施行の際現に存しており、その後、事業者の合併又は別法人による事業の承継等により新たに指定を受けた事業所であって、職員に変更がないなど、実質的に継続して運営していると認められるものを含む。)のうち、第2の規定により指定基準に適合しないものについては、第2の規定は、当分の間、適用しない。

附 則 (平成26年3月3日改正)

この指針は、平成26年4月1日から実施する。